

5月12日は民生委員・児童委員の日

～ 民生委員制度は創設100周年を迎えます ～

大正6年5月12日、現在の民生委員制度の基となる「済世顧問制度」が発足しました。この創設日を記念し、全国の民生委員・児童委員が社会福祉の増進へ決意を新たにする日として、昭和52年に「民生委員・児童委員の日」が制定されました。そして平成29年に、民生委員制度は創設100周年を迎えます。

民生委員・児童委員とは？

住民の立場にたって まちの福祉を担うボラン ティアです

民生委員・児童委員は、法律により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。全国共通の制度として、全国どこのまちでも活動しています（全国で約23万人）。

安心してご相談ください

「プライバシーが侵害される」、「かまってほしくない」と訪問を断る方もいらっしゃいます。民生委員・児童委員には法による守秘義務があります。相談内容が他の人に伝わることはありません。安心して相談してください。

ご近所の気になることも ご相談ください

ご近所で「毎晩、怒鳴り声と子どもの泣き声がするけど虐待かもしれない」、「〇〇さんの姿を見かけないけど大丈夫かな」と感じたら、民生委員・児童委員に相談してください。身近な方が民生委員・児童委員に連絡することで、早期対応が可能になります。

こんな活動をしています

担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じています。そしてその課題が解決できるよう、必要な支援への「つなぎ役」になります。

また、地域の見守り役として、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守りをおこなっています。

※問合せ先 民生児童委員協議会事務局 健康福祉課 社会福祉係 (☎ 92-7964)